

株式会社HIROTA 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 9月 21日 ～ 令和9年 9月 20日までの3年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得を促し、男性育児休業の取得ができるようにする。

<対策>

- 令和6年 9月～ これまで育児休業の取得が可能であった男性従業員へヒアリングを行い、取得できなかった理由をまとめる。
- 令和7年 1月～ 1年以内に配偶者が出産予定の男性従業員に、育児休業の制度周知、取得の意向確認を実施。取得を後押しする。

目標2： 子の看護休暇、介護休暇の取得促進のため、法を上回る制度を規定する。

<対策>

- 令和6年 10月 ～ 現状の子の看護休暇、介護休暇制度について問題点を把握
- 令和7年 1月～ 問題点から、規定内容を検討する。
- 令和7年 2月～ 規定改定、施行。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10日以上とする。

<対策>

- 令和6年 10月～ 有給休暇の現状の取得状況を取りまとめる。
- 各年 1月と7月 社内連絡網（チャットワーク）などで、目標未達者へ有給休暇取得促進を促す